

京都市告示第 5 6 1 号

京都市水路等管理条例第 3 条の規定に基づき，農業用水路等を次のように廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は，京都市産業観光局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 3 1 年 2 月 6 日

京都市長 門川 大作

(廃止する農業用水路等)

整理番号	路 線 名	起 点 終 点
1	下津林水 0 0 2 1 号	京都市西京区下津林楠町107番地の4地先 京都市西京区下津林楠町110番地先
2	下津林水 0 0 2 2 号	京都市西京区下津林水掛町3番地先 京都市西京区下津林水掛町5番地の1地先
3	下津林水 0 0 2 3 号	京都市西京区下津林楠町6番地先 京都市西京区下津林楠町7番地の1地先

(産業観光局農林振興室農業振興整備課)